

カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業 仕様書

【委託業務名称】カーボンニュートラル技術ビジネス化推進事業

【履行期間】契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

1. 事業趣旨・目的

カーボンニュートラルに資する技術（以下、「CN 技術」という）については、万博を契機として開発が加速しており、大阪の成長に向け、府内企業によるビジネス化を着実に推進することが必要である。

本事業では、CN 技術に特化してビジネス化に向けた支援を行う全国初の拠点機能を府内に整備し、オープンイノベーションの促進によるチームビルディングの支援や、チームや企業等のニーズに応じたビジネス化サポートを通じて、府内企業が参画するビジネス化プロジェクトを創出する。

2. 委託業務の内容

（１）オープンイノベーションの促進によるチームビルディング支援

内容

- ・CN 技術のビジネス化に向けては、CN 技術を有する企業、技術を活用して製品化・用途開発を行う企業、技術の製造工程への導入や製品の購入等を通じて技術の実装先となる企業等の協業が重要となる。
- ・上記の企業等のチームビルディングに向けてオープンイノベーションを促進するため、CN 分野の技術動向や技術ニーズなどのセミナーやピッチイベント等を 20 回以上開催する。
- ・セミナー・ピッチイベント等の参加者を中心として、ビジネス化に向けて具体的な検討を進めていく企業等のコンソーシアムの立ち上げを支援し、5 団体以上のコンソーシアムを構築する。
- ・コンソーシアムについては、国のプロジェクト採択や融資獲得をめざす・ビジネス化が実現した際に広く導入が見込まれる・府内にサプライチェーンが広がる等、府内産業への波及効果やビジネス化後の市場規模がより大きいものを構築すること。

《協業のイメージ》

CN 技術等（例）	製品化・用途開拓（例）	製品の購入・実装先（例）
ペロブスカイト太陽電池	・建材一体型 ・センサー一体型 ・屋根・壁への設置技術	・住宅、建築 ・工場、各種プラント ・倉庫業、ビル所有者
水素・アンモニア等	製造工程で熱源として活用するための装置 ・工業炉 ・ボイラー ・焙煎・蒸留装置	・金属加工（熱処理） ・食品、飲料
バイオものづくりで製造した素材	・プラスチック ・高機能繊維	・カフェチェーン ・アパレル

留意点

- ・対象となる CN 技術については、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア等、バイオものづくり、省エネルギー等を中心に、大阪の実態を踏まえて、府内企業によるビジネス化に繋がることが期待される分野を対象とし、各コンソーシアムはできる限り異なる分野の CN 技術を対象とすること。
- ・セミナー・ピッチイベント等の開催にあたっては、広く様々な分野の企業等が参加する基調的なセミナー等を行い、その後、個別テーマでのセミナー・ピッチイベント等を行う等、多くの参加者が得られ、コンソーシアムの立ち上げに繋がるように検討すること。
- ・セミナー・ピッチイベント等のテーマについては、大阪の実態やビジネス化の可能性を踏まえて考案し、大阪府と協議して決定すること。
- ・セミナー・ピッチイベント等は、CN 技術を有する企業、技術を活用して製品化・用途開拓を行う企業、技術の製造工程への導入や製品の購入等を通じて技術の実装先となる企業等の参加を得て開催すること。
- ・（２）で作成・運用する情報発信サイトを活用し、府内の支援機関等と連携して、募集情報を効果的に発信すること。
- ・セミナー・ピッチイベント等は、利便性の高いうめきた等のイノベーション施設等を活用した開催をメインとするほか、テーマに関連する場所での開催等、企業やコンソーシアム等によるビジネス化に向けた検討に繋がるように開催すること。あわせて、利便性の高いうめきた等のイノベーション施設等に、面談や打合せ用のスペースを確保し、ビジネス化への検討を支援すること。
- ・コンソーシアムには CN 技術を有する企業、技術を活用して製品化・用途開発を行う企業、技術の製造工程への導入や製品の購入等を通じて技術の実装先となる企業をそれぞれ含み、できる限り多くの企業等が参加するよう支援すること。
- ・コンソーシアムの構築に際しては、ビジネス化が実現した際の事業規模や府内産業への波及効果等がより大きいものとなるよう支援すること。
- ・大阪府の CN 技術を持つ企業を支援するためのプラットフォーム「おおさかカーボンニュートラルビジネスネットワーク」に未加入の企業がセミナー・ピッチイベント等に参加した際には、本ネットワークの紹介を行うこと。

（参考：おおさかカーボンニュートラルビジネスネットワーク HP）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110020/energy/cn-technology/index.html>

【提案を求める事項】

- ・セミナー・ピッチイベント等のテーマ設定にあたって考慮すべき事項や工夫する事項について具体的に提案するとともに、現時点で想定されるテーマを３つ以上例示すること。
- ・セミナー・ピッチイベント等への参加企業を集めるための工夫を具体的に提案すること。
- ・セミナー・ピッチイベントのメインの開催場所、面談や打合せのスペースの設置場所について具体的に提案すること。
- ・提案者のこれまでの実績、独自の知見やノウハウ等を活かして、チームビルディングを促し、コンソーシアムの立ち上げにつなげる方法について、具体的に提案すること。
- ・コンソーシアムの規模や府内産業への波及効果等をより大きいものとするための工夫を具体的に提案するとともに、立ち上げを予定するコンソーシアムを３つ以上例示すること。

(2) 企業等のニーズに応じたビジネス化サポート

内容

- ・(1) で構築されたコンソーシアムや府内企業、府内中小企業との連携を希望する府外企業を対象として、ビジネス化に向けたサポートを実施する。
- ・企業等からの CN 技術の開発やビジネス化に関する相談を受けるための窓口を府内に常設するとともに、支援に向けた打ち合わせを行うスペースを府内に設置し、100 件以上の相談への対応を実施する。
- ・本事業を広く周知し企業の活用促進を図るための専用の情報発信サイトを新たに開設し、情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全性に配慮した管理を行なった上で、運用すること。なお、情報発信サイトは本業務終了時に府または次年度の本事業の委託先に引き継ぐため、他者にサイトの管理・運用を引き継げるよう作成すること。
- ・情報発信サイトの作成にあたっては、都度、大阪府と協議を行うこと。また、画面デザインや画面構成等は、事前に大阪府へレビューを行い、承認を得ること。
- ・情報発信サイトには、以下の内容についての情報を掲載することとし、早期に情報発信が必要な情報を掲載して契約締結後速やかに開設し、その後、必要な情報収集を行った上で、情報を順次追加していくこと。
 - － (1) で実施するセミナー・ピッチイベント等の開催情報
 - － CN 技術を持つ企業等の情報
 - － その他、CN 技術のビジネス化に資する情報

留意点

- ・コンソーシアム等の支援にあたっては、府内に対応窓口を常設するとともに、コンソーシアムが打ち合わせできるスペースを確保し、ニーズに応じたきめ細かなサポートを実施すること。(サポートの例：技術的助言、補助金等の紹介・採択に向けたサポート 等)
- ・高い専門的知見に基づく支援をスムーズに実施するため、各分野の専門家による技術的助言等が可能となる体制を整備するとともに、他の支援機関等との連携体制を構築すること。
- ・コンソーシアム等の支援により、ビジネス化の実現につなげる、府内産業へより大きな波及効果を与える等の具体的な成果が得られるよう、戦略的な支援を実施すること。
- ・コンソーシアム等によるビジネス化が着実に進展するよう、ビジネス化に向けた進捗状況や国のプロジェクト採択に向けた取組み状況等について、大阪府に定期的に報告すること。
- ・コンソーシアム等の支援に活かすため、2025 年大阪・関西万博において企業・海外パビリオンで展示される(期間展示等含む) CN 技術に関する情報の収集を行うこと。
- ・情報発信サイトでの情報発信にあたってはビジネス化に資する情報を効果的に収集し、タイムリーな情報発信を行うこと。(情報の例：補助金・各種公募の募集情報、展示会・商談会の開催情報、環境配慮型金融商品の情報、国の政策動向 等)

【提案を求める事項】

- ・コンソーシアム等の支援に際し、様々な CN 分野の専門家から技術的助言を得るための体制や、他の支援機関とのネットワーク体制等を具体的に提案すること。
- ・府内に常設する窓口と、打ち合わせスペースの提供場所について具体的に提案すること。
- ・提案者のこれまでの実績、独自の知見やノウハウ等を活かし、ビジネス化にとって有益と考えられるサポート項目を提案すること。
- ・ビジネス化の実現や府内産業への波及効果の拡大等の具体的な成果を得るための支援内容についてのアイデアを提案すること。
- ・企業等から多くの相談やニーズを集めるための工夫や、効果的な相談対応に向けた体制について提案すること。
- ・2025 年大阪・関西万博において展示された CN 技術に関する情報の収集方法や得た情報の活用方法について提案すること。
- ・情報発信サイトでの情報発信について、ビジネス化にとって有益と考えられる情報内容とその収集方法や、企業等による情報発信用サイトの活用を拡大するための効果的な周知方法・発信方法のアイデアを提案すること。

（３）業務実施体制等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人身体制を確保すること。また、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

大阪府は別途、本事業を円滑に実施するため、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課グリーンビジネスグループ執務室（大阪府咲洲庁舎 25 階）に常駐する人材の派遣を受ける予定であるため、業務の実施にあたっては本派遣人員と連携し、随時、業務の進捗状況等を連絡して進めること。

本業務の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、調査結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

本業務で創設したカーボンニュートラルに特化したビジネス化に向けた支援を行う拠点機能を、将来的には自立した体制で運営できるように検討を行い、そのための課題の整理等を行い報告すること。

大阪府では、本業務で得られたチームビルディングの支援およびビジネス化サポートの効果的な手法や事業成果を活かして、令和 9 年度にかけて、カーボンニュートラルに特化したビジネス化に向けた支援を行う拠点機能の確立に向けた検討を行うこととしているため、受託者は、令和 8 年度以降の受託者に本業務で得られた効果的な手法や事業成果全般について引継ぎを行うこと。

【提案を求める事項】

- ・業務実施体制を具体的に示すこと。
- ・具体的な業務スケジュールを明示すること。
- ・本業務を受託するにあたっての提案事業者の強み（企業ネットワーク、類似の支援業務の実績、カーボンニュートラル分野に関する技術的な専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）を記載すること。

(4) 報告書の作成等

- ・受託者は事業完了までの間、月 1 回以上の頻度で大阪府と打ち合わせを実施し、それまでの業務の進捗状況を報告すること。また、それ以外にも大阪府が求める場合には打ち合わせ、報告を実施すること。
- ・受託者は、(1) から (3) の実施結果・支援による成果・ビジネス化の進捗状況・次年度以降に向けた課題等について、令和 8 年度以降の本事業の継続に活用できるように取りまとめ、令和 8 年 3 月末までに最終報告書として大阪府に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）
- ・(2) で作成した情報発信サイトについて、事業完了後のサイトの管理・運用を引き継げるよう、必要なデータや成果品等を大阪府に引き渡すこと。
- ・報告書及び追加報告書は、印刷物の外、Word や PowerPoint など、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・図表やイラスト等、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かりやすい形で表現すること。

3. 委託費の上限

委託費の総額は 33,887,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4. 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 事業の再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、事前に大阪府と協議し、承認を得ること。

5. 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

6. 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。
また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

7. その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議した上で、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。

また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。

(5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。

(6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

(7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word 形式及び PDF 形式、CD－ROM 等 2 枚）も提出すること。

なお、報告書等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作者人格権を行使しないこと。

(8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。